

スウェーデンの立法顧問院 (Lagrådet) と新しい立法顧問院法

萩原金美

はじめに

本稿は、スウェーデンの立法顧問院 (Lagrådet) について若干の紹介 (第一部) を試みると共に、昨年 (一九八〇年) 一月一日から施行されるにいたった新しい立法顧問院法の訳文 (第二部) を提供するものである。

筆者はかねて、スウェーデン司法制度研究の一環として、立法顧問院に浅からぬ関心をよせているが、その研究はスウェーデンの立法過程全般に関する広汎な知識を必要とするため、遅々として進まない有様である。⁽¹⁾ 本稿は、文字どおりささやかな一つの中間報告にすぎない。なお、このような中間報告をここに発表する理由については、以下第一部の本文のなかで説明されるであろう。

(1) スウェーデンの立法過程については、Hilding Ek, Kurt Gronfors, Jan Helner, Hans Thornstedt, Lennart Vahlén och Lars Welamson, Juridiskens Källmaterial (Åttonde upplagan, 1975) の 3 Kap. Förarbeten (s. 75ff.) が最も適切な概観を与えると考える。なお、佐藤節子「北欧」川島武宣編・法社会学講座 10 (一九七三年) 一〇四頁以下およびそこに引用されている文献もきわめて有益である。ちなみに、佐藤教授は Lagrådet を「立法評議会」と訳している (同書二二〇頁)。

(2) 立法顧問院に関する最近の文献としては、Lagrådets ställning och uppgifter. Betänkande av Lagrådsutredningen (Ju 1977:2) が有用である。
なお、スウェーデンの立法顧問院と同種の制度は、他の国ではフィンランドのみ存在するといわれる。その概要については、Ju 1977:2
s. 32-34 をみよ。

第一部 スウェーデンの立法顧問院

一 概 説

スウェーデンの立法過程においては、国会に提出される前の最終的法案についてそれが重要なものである限り通例、立法顧問院 (Lagrådet) による法的審査が行なわれる。これは基本法上の根拠を有し⁽¹⁾ (統治組織法 [Regeringsformen] 八章一八条)、その組織・活動などについての詳細は立法顧問院に関する法律 (Lag [1979:368] om lagrådet. 同法施行前は同名の Lag [1965:186])。以下、前者を新法、後者を旧法という) 等により規整されている。

一九八〇年一月一日から施行された新しい統治組織法八章一八条三項によれば、立法顧問院 (以下、たんに顧問院という) の職務は次のとおりである。⁽²⁾ すなわち――、

- ① 法案には、基本法その他の法秩序との関係において、どのような問題があるか、
- ② 法案には、その諸規定相互間にどのような問題があるか、
- ③ 法案には、法的保障 (rättsäkerhet) の要請との関係において、どのような問題があるか、
- ④ 法案は、示された法の目的に適合すると認めうるように作成されているか、
- ⑤ 法案が立法化された場合、どのような適用上の問題が生じうるか、

という五点の審査である。

さて、沿革的にみると、顧問院の前駆的形態をなすのは最高裁判所 (högsta domstolen) による法案の審査である。一九〇九年に行政最高裁判所 (regeringsrätten) が成立したのに伴い、最高裁判所の負担軽減の目的をもって顧問院が創設されたのであった。⁽³⁾

このような沿革を反映して、顧問院の部⁽⁴⁾ (lagrådsavdelning) は旧法下では通常、最高裁判事 (justitieråd) 三名と行政最高裁判事 (regeringsråd) 一名合計四名をもって構成された(旧法一条)。新法によると、原則として両者の合計三名で部を構成する(新法三条)。そして、最高裁判事および行政最高裁判事は原則として二年ごとのローテーションで顧問院における職務に従事する義務を負うのである(旧法二条、七条、新法六条、一七条等)。

法案に対する顧問院の意見はきわめて重要視され、補充的な法源を形成するとさえいわれている。⁽⁵⁾ ところで最近、一九七七年九月から七九年九月までの二年間にわたる顧問院での執務を終えた行政最高裁判事 Gustaf Petréⁿ が、その経験に基づいて論説を発表した。⁽⁶⁾ その内容は法律学者はもとより、政治学者等にとっても興味深いものを含んでいるように思われる。したがって、わが国におけるスウェーデンの法・政治の研究を推進するため、この論説の内容を早急に紹介しておくことは必ずしも無意義ではないと信ずる。⁽⁷⁾

二 顧問院の活動——Petrén 判事の論説による——

顧問院の構成員の任期は、最高裁の秋季開廷期の開始から起算して二年間である(旧法二条、新法六条)。これを立法顧問期間 (lagrådsperiod) という。もつとも、その若干の延長は、未済案件の処理のために一般的である(旧法四条、新法二二条)。

Petren の場合、任期は七七年九月三〇日に始まり、七九年九月一七日に終わった。その間に取り扱った法案の件数は合計二七件、うち一六件が法務省、他の一件が他の九省の所管に属した。この二年間に部の構成員中終始在任したのは Petren だけで、他の三つのポストはすべて異動があり、六名がそれを占めた。その内訳は、最高裁判事四名、前最高裁判事一名、前行政最高裁判事一名である。

(一) 審査対象とそれをめぐる問題点

右の期間中における顧問院の審査は、大部分の法案が終局的なものではなく、ステンシル版で提出され、継続的に訂正されていく状態で行なわれた。その結果は、顧問院の意見が省の立法作業の中間段階で顧慮されることになり、顧問院が省の立法作業に巻き込まれるという、基本法の子想しない事態を生ずるにいたっている。このことは若干の実際のメリットをもちうるとしても、基本法上支持しがたい手順であることは明白である。

このようなわけで、審査の対象となるのはしばしば、他省に配付される時点の状態にあるところの、将来顧問院に送付されるべきものの素案たる法案である。そこで、顧問院の審査がかなり進行した後に、関係機関・団体の法案に対する意見陳述 (remissytrende) に基づくさまざまな修正が報告されてくる。法案はときに、顧問院が審査を終了した後、始めて最終的な形態をとることがある。この場合には顧問院の意見の表示は、法案が最終的な形態のものとして正式に顧問院に送付されるまで待たなければならぬ。

例えば、強制的社会保障 (socialtvistvængel) に関する包括的な案件は、一九七八年一月一八日の閣議決定により政府から顧問院に送付され、顧問院は直ちに右案件の審査を開始した。しかし、最終的な法案の送付は翌七九年二月二二日にいたって漸くなされた。顧問院はこれについて早くも同月二七日、四三頁におよぶ意見の表示を行なうことができたが、それはもちろん二ヵ月にわたる審査作業の所産なのである。

このような事務処理方式は、顧問院の審査が公衆のアクセスしえない段階における法案に向けられる、という欠陥を伴う。なぜなら、顧問院に送付される法案は、終局的な法案としての状態で顧問院が受理した時点において始めて公文書となるからである（改正前の出版の自由に関する法律二章四条および改正後の同章九条参照）。

(二) 立法作業の背景等

顧問院における審査を通して、立法作業の背景等について若干の情報が獲得できる。

上記の二七件は、そのルーツが三二の発議 (initiativ) に基因している。一七件については立法調査委員 (enheten) が任命され、その報告 (答申) が立法作業の出発点をなした。この一七件のうち四件の調査委員 (enheten) は、一九七六年一〇月の政権交替後に任命されたものである。

二七件の審査を通じての一般的印象は、立法機構の著しく高度な画一性である。策定された法変更のための省大臣による指示 (direktiv) は、約半数の案件において社会民主党政府のもとで発せられ、かつ、それらの指示は立法調査委員 (enheten) の報告書のなかに刻印されているにもかかわらず、この報告書に基づく法案は政治的に異なる構成をもつ現政府によって是認され、顧問院に送付されているのである。

立法における主潮は緩慢に流れ、しかもその方向は、政権を担当する政党の色彩いかによってはきわめて限られた範囲でしか影響を受けない。例えば、現在の連合政府の与党はすべて野党時代に、行政決定に対する裁判所の審査の拡大に関心を示さなかった。政府は、政党のいかに問わず、行政上の決定権を行政裁判所に委ねることに、つねに消極的であるように見受けられる。

また、多くの立法は新しい強制規定 (tvångregleringar) を包含しているが、そこには問題がひそんでいる。実際に深刻な法の干渉は、男女雇用平等法⁽⁹⁾により行なわれた、個々の雇用者が当がい職務に最適と判断する者を自由に雇用で

きる権利の廃止である。結局のところ、すべての政治的諸勢力は、強制規定が政党の推進しようと欲する目的のために用いられることに対して、なんらの異論も示さないように思われる。

前述した立法作業における高度の画一性の原因は、もちろん第一に、四大政党の間における法の内容および形式に関する広汎な価値共通にある。社民党政府が発議した立法作業は、政権交替後も連合政府により、政権交替はほとんどなんらの痕跡もみせないまま継続されているのである。

③ 立法作業担当者(省)と顧問院と国会との関係

しかし、もう一つの大きな原因は、政府官房における強力な行政組織の存在である。

巨大な公務員団はあたかも重いスチーム・ローラーに似て、自らの力で動き、しかもゆっくりとしか方向を変えない。政権の交替はこの機構の大部分にとってほんの副次的影響しか与えない。このことはとりわけ立法作業の大部分についてあてはまるのである。

法案作成に関する省の仕事は、当然の事理に属するが、高度に個人的な仕事でなければならない。誰か特定人が法案の基礎となる調査委員(会)の報告書や、これに対する関係機関・団体の意見陳述を詳細に検討した上、これらの資料に基づいて最終的に政府案となり、顧問院に送付されてくる法案を作り上げるのである。

この個人とは通常、高裁代理判事(hovrättsassessor)⁽¹⁰⁾である。かれは省の環境が醸成するふん囲気のなかで働く。

そこには明白な、しかし特定しがたい画一性が支配している。評価判断は巨視的に共通性があり、政府の交替によってあまり影響されない。フランス第三共和国はひんばんな政権の変動にもかかわらず良く訓練された有能な官僚団——それは政治的にも大きな影響力を行使した——の存在により著しい安定性を示したことで知られる。スウェーデンの立法機構についても同様の傾向が看取できるのである。

さて、立法作業を担当する高裁代理判事の仕事をより詳しく見てみよう。

かれは省の政治的指導部から、或る法案の終局的作成およびそれに関する基本方針または少なくとも一般的な方向づけについて指示を与えられると、その作業に着手する。そのさい、かれはしばしば比較的自由な立場にあるけれども、直属長 (enhetschef) および省の法制局長 (rättschef)⁽¹¹⁾ が、かれの仕事を監視している。この三者間で協議が多かれ少なかれなされる。事柄の政治的重要性がときに持続的な政治的協力を必要とするケースももちろんありうる。しかし大部分の場合は、個別的な問題が政治的レベルにまで持ち込まれることはあまりない。

このようにしてわれわれは、おおむね担当高裁代理判事が所属長と法制局長との助言により作成した法案が法律となると結論することができるといえる。その後には法案について他の政治的解決の選択はまれになる。顧問院は法案における過誤または誤解を招くおそれのある表現以外の事項をとり上げることが事実上できない。他省からはその省が代表する利益に関係しない限りは、法案の細目に関する選択肢の決定に対して、批判はめったに行なわれない。そして国会は、ほとんど決して省大臣の判断すなわち高裁代理判事らの判断に反対しない、といつてよいのである。

このようにして、スウェーデンの立法は、一般に、その細目については——ときに相当重要なものを含めて——担当官のレベル、実際には省のヒエラルキーにおいてかなり低い地位にある法律専門家によって決定されるのである。

顧問院が影響力を行使する可能性は案件により異なる。そして、担当高裁代理判事の個人的性向が大きな意味をもつ。ある者は喜んで顧問院の指摘にしたがうが、頑迷に自説を固執する者もある。通例、純粹に法技術的な小さい欠点に関する指摘は最もよく聞かれる。困難はしばしば、大きな考量の余地のある法政策的な理由による法改正の場合に生ずる。

問題の種類も影響する。もし問題が純粹な法律問題で、それに対する回答が法原則の適用によって決まる場合は、

法的専門知識の程度が決定的である。顧問院が優位に立つ場合は少なくない。しかし他の場合には、担当高裁代理判事らが当がい分野についてより専門的知識を有し、有利な立場にある。

多くの場合、考へうる諸解決の間の選択は、規制対象となる領域に関する事実関係についての深い知識を要求する。そこでは、当がい問題に長期間かかわってきた担当高裁代理判事らが明らかに優越的地位を占めることになる。顧問院の構成員は、審査のさいおそらく始めて、法案の規制対象となる実際上の問題について知る機会をもつのである。

けれども顧問院は、右のような場合において、往々担当高裁代理判事も事実関係についてあまり熟知していないという危惧を感じることがある。このような場合、高裁代理判事は自ら信頼するに足ると考へる省外の専門家の許に赴くことが少なくない。そして、その専門家の判断を自己の見解の支持のために援用するのだが、それはしばしばかなり根拠薄弱な支持にすぎないのである。

二年間立法作業が現実にとのよう進行するのかを至近距離から眺めていると、政府部内で企図していることが現生活に適合せず、かつ實際的に支持しえないものである場合が多い、という事実にもはや驚かなくなる。

もちろん国会は、立法院としてこのような過誤が犯されないようにするための保障の場であるべきである。しかし悲しむべきことには、この点において国会は概して無意義である。なぜなら国会は、政府が提出するすべての法案について徹底的に審査する時間も意思も能力も有していないからである。政府のもつ威信なるものが、与党議員をしてかなり明白な過誤の矯正をすることすらも抑制させてしまうのである。

顧問院の部はしばしば、その全構成員が立法作業について多年の経験をもつ法制局長閲覧者によって占められている。その専門的知識はきわめて深い。他方、部の直接の相手方となるのは担当高裁代理判事およびその直属長である。しかし、このようなプレスティジをもつ顧問院の意見がどれだけ聞かれるかは後者次第であるといつてよい。なぜな

ら、後者は、実際には基本法上政府に省に属するすべての権限を行使できるからである。後者が省の政治的上層部の支持の下にあるときは、顧問院がどんな意見を表示しようと、また、それがいかに説得力ある理由に裏づけられていようと、結果はつねに担当高裁代理判事らの欲するとおりになる。顧問院は純然たる権力闘争的観点からはつねに劣位にあるといつてよい。

④ 審査活動の類型的考察

次に、顧問院の具体的な審査活動について類型ごとに若干眺めてみよう。

① 基本法に関する問題の審査

二七件の約半数について基本法上の問題が存在した。この種の問題は、政府から顧問院に対する法案送付にあたって、通常は明示されない。したがって、しばしば容易に看過されてしまうおそれがあり、顧問院自身によって発見される必要がある、といわなければならない。

まず、「政府は、この点について詳細な規則を定めることができる」という伝統的な委任立法の原則に注意すべきである。

このような規定の存するあらゆる場合において、それが統治組織法八章二条等の規定する必要的法律事項に属しないかどうかを慎重に検討しなければならない。必要的法律事項であればもちろん、その委任立法規定は基本法違反である。

概して統治組織法八章の諸規定は、その適用上不明確な問題を惹起する。例えば、同章三条の必要的法律事項と同章七条の委任立法事項との限界の設定は、ときに困難である。

これに関連して、同章一三条により、政府は必要的法律事項の範囲内において施行規則 (verkställighetsföreskrifter)

を定めることができる、とされている点にも注意すべきである。実体私法が差し迫った危険の存する場合には、ある法律効果が生ずる、と規定しているとき、政府は施行規則により何が差し迫った危険であるかを定めることはできない。しかし政府は、この点においてはるかに積極的な態度をとっているように見受けられる。

次に、統治組織法二章の「基本的自由および権利 (Grundläggande fri-och rättigheter)」の諸規定——それらはまさに、立法者のための規範である——は、とくだんの注意を要求する。

しかしそれらは、顧問院の審査のための基礎としては、あまり適切でないような一般的立言をもって述べられている。したがって、ある法規が同章の規定に直接的に反すると指摘することは通例かなり困難である。同章一二条ないし一六条はその例外のための要件を規定しているが、その適用は若干の場合に問題とされた。一例として、精神医療を受けている患者が許可なしに出国することを禁止する旅券法の規定が挙げられる。これは同章八条による国民の自由に出国する権利の制限とならないか、精神障害者が外国における治療を求めることを——本人またはその親族が欲しているのに——妨げることが許されるか? という問題である。立法者はこれを積極的に解した (Petren 自身は反対の見解をとった)。

また、同章一六条の性に基づく差別の禁止に関する規定および一章二条三項の平等条項は、一章九条二項との関連においてすこぶる解決困難な問題を提示する。後者は公務員の任用にあたっては勤務成績および有能さのような客観的理由 (sakliga grunder) のみが顧慮されなければならない旨規定しているが、職場における両性の平等な配置を得るという企図は、客観的理由となるのであろうか?

② 法案が基本法以外の法秩序と調和するかどうかの審査

この審査は、①の基本法関係の問題の審査ほどには多くの注意力を必要としない。しかし、この場合における困難

は、とりわけ法政策的考量の必要性から生ずるのである。現行法秩序が示すところは全く明らかであるが、新しい法案の規定の意図はまさにそれを変更することにある場合を考えよ。この種の案件において顧問院の態度は、変更について警告するか、明示的に変更を是認するか、または静かに沈黙を守るかである。これらの間の選択は困難な問題であり、かつ極度に一般的な社会的評価(価値判断)に基づかざるをえない。

例えば、上述したように男女雇用平等法は、雇用者の、かれが主観的に当がい職務のために最も適格と判断する者を雇用する権利を部分的に廃止している。これは契約自由に対する重大な干渉であり、そして原則的重要性を有する。しかし、立法者がこの点について十分に認識しているとき、顧問院がこの点を指摘することはおそらく蛇足のように思われる。ただし、立法者の意図はまさにこの点について既存の法秩序を変更しようとするものだからである。

ところで現在、法秩序の重要な部分は国際的な合意ないし条約により形成されており、それをめぐって立法上の問題が生ずることが少なくない。スウェーデン国内に適用される国際法の内容は必ずしも明確ではない。そこで最近、顧問院がスウェーデンにとって拘束力を有する国際条約の意味内容について、国の法的代表者として政府が採った見解と異なる解釈を表明する基本法上の権限を有するかどうか問題とされた案件が存在する。

③ 法案の諸規定相互間に問題がないかどうかの審査

この点の審査は顧問院の審査として伝統的な種類のものである。この場合、たんに法案の規定相互間だけでなく、法案が関連をもつ隣接領域の規定についても検討する必要がある。このことは審査にあたって法律の全領域にわたる広汎な知識を要求する。往々顧問院は、従前気づかれなかった変更の必要性を発見するのである。経過規定はとりわけ、しばしば法案においてすべての想定しうる場合が考えられているかどうかを知る手掛りを提供する。

④ 法的保障の要請の充足に関する審査

法案が法的保障の要請をどの程度満たしているかどうか、という審査については、主観的意見の相違がきわめて大きくならざるをえない。

遡及効規定は、法的保障の観点からしばしば問題を生ずる。

また、当然のことながら、顧問院は手続に関する問題に大きな関心をよせている。行政機関の決定に対する抗告の行政裁判所における審査に関する問題は、一〇回以上も顧問院で取り上げられたが、顧問院の意見はほとんどの場合政府の見解を変更させるにいたらなかった。

⑤ 法案が選択した解決が、企図された目的を達成するために最適であるかどうかの審査
この点について、顧問院が判断することはしばしば困難である。この点の審査は、おそらく将来最も顧問院を悩ませるものになるであろう。

⑥ 法適用上の問題点の審査

顧問院のコメントの主要部分をなすのは、多分この点に関する問題である。ここには実に多様な事項が包含される。そしてこの領域では、政府は通常、顧問院の変更の提案（意見の表示）に従う。

なお、地方自治体関係の立法については、政府は問題点を看過しがちである。それゆえ、顧問院による格別の注意が要求される。

(五) 総括

顧問院の構成員としての執務はかなり骨の折れるものである。かれは広汎な知識をもたなければならぬ。もちろん、各部の構成員は相互に必要な知識を補完し合う。かれらは共同して、すべての分野をカバーすべきである。顧問

院の部はこの点を考慮して構成される必要がある。

近時しばしば、顧問院の審査は純粹に法技術的なものであるべきだ、という見解が主張されている。しかし、統治組織法八章一八条の規定は、顧問院の審査は高度に法政策的なものであるべきことを示している。このような問題については顧問院の構成員のあいだの意見が分裂することが予想される。法政策的問題について統一の見解を得ることは困難かも知れない。また、顧問院の意見が政治的論議の武器として利用されることも考えなければならぬ。

右のような事情が顧問院の構成員をして、多くの場合、この種の問題に関する発言を抑制的にさせ、口を重くさせるのに作用している。しかし、統治組織法が顧問院に負託している法案審査の任務は、こういう事情の存在にもかかわらず果されなければならない。ことが政党政治的に争われている問題に関するという状況は、顧問院がそれについて意見を表示しないという解釈を選択する理由にはならない。例えば法的保障が何を要求するか、に対する回答は、ことからの一般政治的含蓄とは関係がないのである。そして顧問院の審査は、一般に法政策的論議において、重要な法的保障の防壁として承認されている。

結局のところ、顧問院の構成員の職務は、その知識と注意力との双方について大きな要求を置く。しかも、その仕事はしばしばきびしいタイム・リミットのなかで行なわれなければならない。これはスウェーデンにおける統治組織が顧問院の審査に課した役割を十分に果たすために、その構成員が負わねばならぬ重い責任なのである。

最後に、筆者の感想の一端を附言しておきたい。

Peténの論説は、現代世界において西欧的民主主義が最もよく機能している国の一つといわれるスウェーデンにおいても、その立法過程が一握りの官僚にかなりの程度まで支配されていることや、法案の審議に関して国会がきわめ

て無力であることなどを赤裸々に示す興味深い内容のものである。ここにわれわれは、現代民主国家における官僚制のはらむ問題の深刻さを改めて痛感せざるをえない。

しかし、現職の行政最高裁判事——ちなみに、スウェーデンの裁判官はキャリアシステムの官僚裁判官である——が右のような事実を率直に発言できる自由を享受しているという⁽¹²⁾ことは、逆説的にいえば、スウェーデンにおける民主主義と官僚制の健全さを例証しているともみられるのではあるまいか。

ともかく、この論説がたんに有益な情報を与えるだけでなく、多くの考えさせるものを提示していることは確かである⁽¹³⁾。

(1) スウェーデンにおける基本法(憲法)は、統治組織法(regeringsformen)に加えて、王位継承法(successionsordningen)および出版の自由に関する法律(tryckfrihetsförordningen)の三法をいう(統治組織法一章二条)。かつては国会法(riksdagsordningen)も基本法とされたが、現在はそうではない。しかし、その改正手続は一般の法律と異なり、基本法と一般の法律との中間的地位にあるといえよう。Erik Holmberg och Nils Stjernquist, *Vår nya författning* (Andra upplagen, 1975) s.40, 124-125 参照。

ちなみに、統治組織法と国会法とはいずれも、名称は旧法(前者は一八〇九年、後者は一八六六年制定)と同一であるが、一九七四年に新たに制定され、一九七五年一月一日から施行(但し、若干の規定を除く)されるにいたったものである。その結果、基本法は前記のとおり四法から三法になったわけである。このような基本法における変化について、わが国では十分に認識されていないようで、例えば平凡社『世界大百科年鑑一九八〇』ですら、スウェーデンの憲法法規として旧統治組織法および旧国会法を含む四法を挙げる、という誤りを犯している(同書四九九頁)。もっとも、『岩波基本六法・昭和五十六年版』の「比較憲法条文集」には、さすがに一九七五年の新統治組織法が掲載されているが、スウェーデンにおける憲法の改正はひんばんであり、すでに一九七九年一月一日現在までに、例えば同書一三一頁のスウェーデン統治形態法(統治組織法のこと)一章四条、五条は改正されている。SPS 1979: 933。

(2) 一九七〇年末までは、一般的な民・刑事法規に関する法案については、政府はそれを国会に提出する前に、顧問院の審査を受けることが必要とされていた。しかし、新しい統治組織法の制定にあたってこの制度は保守的野党のほぼ一致した反対により廃止され、顧問院の審査に付するかどうかは政府の裁量に委ねられることになった。なお、新たに国会の各委員会も国会法の定めるところに従い、顧問院の意見を求めらるゝことになった。Erik Holmberg och Nils Stjernquist, a.s. 142 参照。

- (3) Hilding Eek etc, a.a.s.89. 立法顧問院による法案審査のルーツは一七七二年の統治組織法の規定にまで遡る。立法顧問院の創設にいたるまでの沿革については Ju 1977:2 s. 17-18 を参照。
- その後、一九二六年に法務大臣から顧問院を廃止し、その法案審査の職務を再び最高裁に移管する提案がなされたことがある。しかし、最高裁の反対により実現しなかった。Högsta domstolen och laggranskningen. SvJT 1927 s.143ff. を参照。
- (4) 旧法によると、顧問院の常置部は一だけであるが、政府は必要と認める場合には二以上の臨時部を置くことができた。部の構成は両者とも同様である(旧法一条)。新法下では最高四部を置くことができる(新法一条)。
- (5) Folke Schmidt och Stig Strömholm, Legal Values in modern Sweden (1965) s.74.
- (6) Gustaf Petén, Lagrådsintryck · SvJT 1980 s.129ff.
 ちなみに、Gustaf Petén は一九一七年生、ストックホルム大学の行政法担任の助教授、ストックホルム高裁判事等を経て、七二年以降行政最高裁判事である。Vem är det? 1976 (1978). s.828.
- (7) Petén の記述する具体例の紹介については、かれの引用する原立法資料を参照することは現在のところ困難であり、かつ、わが国の読者にとって必ずしも興味を惹くとも思われないものが多いことから、その大部分を割愛することにした。
 また、筆者にとっての関心事——そしておそらく、読者にとっても同様と考えられるもの——を中心に要約ないし紹介したので、あるいは Petén の論説の全体的印象を多少ゆがめる結果になっているかも知れないことをお断りしておく。
- (8) 総選挙の結果、長年政権を担当してきた社会民主党 (socialdemokratiska arbetarpartiet) に代って、穏健党 (moderata samlingspartiet)、中央党 (centerpartiet) および国民党 (folkpartiet) の三党による連合政権が成立した。
- (9) 男女雇用平等法——正式には労働生活における女性と男性との間の平等に関する法律 (Lag (1979:1118) om jämställdhet mellan kvinnor och män i arbetslivet)——については、菱木教授による紹介および翻訳がある。菱木昭八朗「スウェーデン男女雇用平等法」友愛(ゼンセン同盟中央機関誌)四一九号(一九八〇年)二六頁以下。
- (10) 高裁代理判事は、裁判官のキャリアにおいて、基本法上の身分保障を有する正規の (ordinarie) 裁判官に任命される直前の段階の職(にあたる者)である。ちなみに、正規の裁判官に任命されるのは平均年齢四〇歳を超えてからである。En öppenare domarbana (SOU 1974:96) s.47-49 och Länsdomstolarna (SOU 1977:80) s.79-80 を参照。
- 政府各省その他行政機関における立法関係等のポストとの間の人事交流がきわめてひんばんのことは、スウェーデンの裁判官層の一つの大きな特徴をなしている。しかも司法部等における高職に達する者の多くは、高等裁判所から出向し、政府における立法作業等に関与し、そこですぐれた業績を示した者である。それゆえ、高等裁判所は「わが国における幹部公務員の養成大学 (our civil staff's college)」と称されている。

のである。Folke Schmidt och Stig Strömholm, a.a. s. 72.

ちなみに、裁判事務以外の公務のために出向している高裁代理判事の数は、一九七三年一〇月現在において約一三七名で、その総数の約四分の三に達する。SOU 1974:96. s.54

(11) 法制局長 (rättschef) は、各省の組織上、政務次官 (statssekreterare) および事務次官 (expeditionsschef) と並んで、大臣に次ぐ要職である。

Pierre Vinde och Gunnar Petri, Swedish Government Administration. trans. Patrick Hort (Second revised edition, 1978). s.19-21.

(12) スウェーデンの裁判官は、わが国の裁判官などとは比較にならないほど大きな政治的自由を含む市民的自由を享受している。例えば、最近新政府により法務大臣に任命された Håkan Winberg は、それまで高裁判事 (hovrättsråd) であり、かつ、穏健党所属の国会議員をしていた人物であった (国会議員の任期中は裁判官は休職となる)。SvJT s.158. および一九八〇年一月二三日 domstolsverket の byråchef, Lars Ahlén 氏の説明による。

(13) 筆者が Petén のいくつかの論文を読んだ印象によれば、かれはスウェーデン司法部、法曹界における体制批判派の代表的論客に属するようと思われる。ここに紹介した論説も、このことを念頭に置いて理解する必要があるであろう。

第二部 新しい立法顧問院法

以下に訳出するのは、一九七九年五月三十一日に制定され、一九八〇年一月一日から施行された新しい立法顧問院法の全文 ([SFS 1979:368] 但し、経過規定等を除く) である。従前の同名の法律は新法の施行と同時に廃止された。訳文は原則として直訳を旨とした。

なお、参考のために、統治組織法における立法顧問院に関する規定である八章一八条も合わせて訳しておく。本条は、一九七九年一月一五日に改正され (SFS 1979:933)、一九八〇年一月一日から施行された。

立法顧問院に関する一九七九年五月三十一日の法律 (第三六八号)

第一条 立法顧問院には最高四つの部を置く。一つを超える部を置くときは、政府が立法顧問院の事務負担を考慮して定める。

第二条 立法顧問院には最高裁判所判事および行政最高裁判所判事が執務する。但し、合計九名を超える最高裁判所判事および行政最高裁判所判事を、同時に立法顧問院における職務に充てることはできない。⁽¹⁾

必要な場合には、その他の法律専門家も立法顧問院の構成員として任命することができる。

第三条 部は三名の構成員をもって構成する。特段の理由が存在するときは、政府は、若干の案件の処理にあたり四名をもって部を構成する旨を定めることができる。

部には最高裁判所判事および行政最高裁判所判事を包含しなければならない。第二条第二項に定める構成員は、一名を超えて部に執務してはならない。

第四条 政府は第二条および第三条を顧慮して、立法顧問院に執務する最高裁判所判事および行政最高裁判所判事の数および各部に配分されるその数を定める。

第五条 最高裁判所および行政最高裁判所はそれぞれ、立法顧問院の構成員となる最高裁判所判事または行政最高裁判所判事を任命し、かつ、その所属する部を定める。

政府は、立法顧問院の構成員となるその他の法律専門家を任命し、かつ、その所属する部を定める。

第六条 部の執務または構成について政府が特段の決定をしない限り、立法顧問院の構成員の任期は、奇数の年における、最高裁判所の秋季開廷期の開始日から起算して二年間とする（立法顧問期間）。若干の場合におけるこれと異なる任期は第一三条に定める。

第七条 立法顧問院において立法顧問期間を最低一年執務した最高裁判所判事または行政最高裁判所判事は、右期間の満了後特段の理由がなければ次の立法顧問期間が終わるまで再任されない。最高裁判所または行政最高裁判所の部の長は、立法顧問院の構成員に任命されない。

六〇歳に達した最高裁判所判事⁽²⁾または行政最高裁判所判事は、本人の同意がなければ立法顧問院の構成員に任命されない。

第八条 立法顧問院の各部は、立法顧問院に係属する案件の処理について、同等の権限を有する。

案件は、立法顧問院の構成員らが定めるところにより各部に分配される。

第九条 立法顧問院の部の長は、構成員中の最先任者である最高裁判所判事または行政最高裁判所判事とする。この規定の適用にあたってはかつて最高裁判所判事または行政最高裁判所判事の職に在った者は、最高裁判所判事または行政最高裁判所判事と同視する。

立法顧問院の構成員が全体会議をもつときは、最先任者である部の長が議長となる。

第一〇条 立法顧問院が政府官房において立法を準備した案件を取り扱うときは、官房の職員が案件の報告について補佐すると共に、その他適切な方法をもって補佐しなければならない。国会内で発議した法案の取扱いのさいは、立法顧問院の意見を求めた委員会が報告者を用意しなければならない。

案件の処理にあたっては、専門員として特別の専門的知識を有する者を用いることができる。この専門員は部の申請により政府が任命する。

第一条 案件の処理にあたって意見が分れたときは、必要限度で評決を行なわなければならない。

評決にあたっては多数意見、または各意見が同数のときは最先任者の支持する意見によるものとする。

第十二条 案件の処理が立法顧問期間の満了のさい終局しないときは、この案件の処理が終るまで、その処理に關与している構成員は、新しい立法顧問期間のために任命された者に代って、部における執務をしなければならない。

第十三条 立法顧問院の構成員である最高裁判所判事もしくは行政最高裁判所判事が裁判官職から退いた場合または

心身の故障を生じた場合、必要があるときは、その者を任命した裁判所が、他の最高裁判所判事または行政最高裁判所判事を、立法顧問院において代って執務させるために任命しなければならない。

部は、構成員の故障中執務した者が、故障の止んだ後もその関与した案件の処理が終結するまで、代って執務を続けることを決定することができる。

第十四条 立法顧問院に執務する最高裁判所判事または行政最高裁判所判事は、従前終局的裁判のための手続を担当した訴訟またはその他の事件、および最高裁判所または行政最高裁判所が全体部により裁判すべき訴訟またはその他の事件の処理に関与しなければならない。

第十五条 立法顧問院の構成員は、立法顧問院の構成員らが定める期間により一年につき三ヵ月までの休暇を得る権利を有する。

立法顧問期間の中途に任命された構成員は、立法顧問院の構成員らの定めるところにより休暇を保有する。この休暇は一年につき三ヵ月を超えてはならない。

第二項は、若干の案件の処理に参加するために任命された構成員にも適用する。

第十六条 政府が立法顧問院に対し、立法顧問院は若干の期間、なんらの事件の送付も受けたい旨を通知したときは、立法顧問院に執務する最高裁判所判事および行政最高裁判所判事は、右の期間中他に緊急の案件がない限りその所属する裁判所において執務しなければならない。

その他の場合においても、立法顧問院に執務する最高裁判所判事および行政最高裁判所判事は、立法顧問院の構成員らが立法顧問院の活動に支障がないと認めるときは、その所属する裁判所において執務することができる。

第十七条 法的に正当な支障がない限り、執務の義務を免除されていないすべての最高裁判所判事または行政最高裁

判所判事は、この法律により最高裁判所または行政最高裁判所に属する案件の処理に関与するものとする。

この法律は、一九八〇年一月一日から施行し、同時に立法顧問院に関する法律（一九六五年第一八六号）は廃止する。

（以下、経過規定につき省略）

以上

統治組織法における立法顧問院に関する規定

第八章第一八条 法案に関する意見を表示するために、最高裁判所および行政最高裁判所の各判事を構成員に包含する立法顧問院を置く。立法顧問院の意見の表示は、政府により、または国会法の定めるところに従い国会の委員会によつて求められる。

立法顧問院は、出版の自由に関する基本法、公文書を利用する権利の制限に関する法律、本法第二章第一二条第一項、第一七ないし第一九条もしくは第二〇条第二項に関する法律または上記各法律を変更もしくは廃止する法律、地方自治体における課税に関する法律、本章第二条もしくは第三条に関する法律、または本法第一章に関する法律で、個人にとつてもしくは公共の見地から重要なものについて国会が決定をする前にその意見の表示を求められる。但し、立法顧問院の意見の聴取が、問題の性質上意義を有しないとき、または立法問題の処理を著しい支障の生ずる程度に遅滞させるときはこの限りでない。政府が国会に対して、第一段に関する事項について法律の制定を提案する場合、立法顧問院の意見を事前に求めることができなるときは、政府は同時に国会に対して、その理由を説明しなければならない。立法顧問院が法案について意見を聴取されなかったことは、なんら当がい法律の適用に対する障害を構成するものではない。

立法顧問院の審査は以下の事項に関する。

- 一
- 二 (第一部に紹介すみにつき省略)
- 五

立法顧問院の構成および執務に関する細則は、法律をもって定める。

以上

(1) 最高裁判事の定員は原則として二二名(訴訟手続法三章四条一項)、行政最高裁判事の定員は原則として一八名(一般行政裁判所法(Lag [1971:289] om allmänna förvaltningsdomstolar) 三条一項)である。

(2) スウェーデンの最高裁判事および行政最高裁判事は、わが国の最高裁判事などに比較すると、任命時の年齢がかなり若い。試みに、一九七九年度のスウェーデン法曹時報(SvJT)の人事異動らん(Personalnotiser)に載っている、新たに任命された最高裁判事および行政最高裁判事の生年をみると、次のとおりである。SvJT 1979 s. 80, 238, 656.

氏名	生年
最高裁判事	
Bengt Rydin	一九二五
Tor Sverne	一九二五
行政最高裁判事	
Gunnar Björne	一九三三

(完)